平成２４年（フ）第４５１号
埼玉県川口市朝日５丁目９－６
破産者　宮本　信子
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７号
東京都葛飾区東金町６丁目12－６－302
破産者　鈴木　基仁
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４号
東京都杉並区天沼１丁目12－１－201
破産者　山本よし子
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６８号
神奈川県相模原市緑区二本松４丁目29―25―201
破産者　高槻　　勝（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０１号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２－15―201
破産者　細井　正志
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２６号
東京都世田谷区北沢４丁目４－８－201
破産者　尾塚　忠広
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３９号
東京都三鷹市上連雀２丁目２－17―502
破産者　山本　正二
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６６号
東京都世田谷区上用賀４丁目14－１－301
破産者　山田　克己
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８６号
東京都町田市森野４丁目17―20―102
破産者　神田　豊永
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２６号
東京都足立区関原３丁目６－27
破産者　安藤　辰徳
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８号
千葉県松戸市六高台９丁目69番地４
破産者　有限会社ヤママル
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５９号
千葉県松戸市古ケ崎2443番地６
破産者　有限会社大仁工業
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９７０号
福岡市城南区堤２丁目４番38－１号、開始決定時の住所千葉県松戸市小金きよしケ丘１丁目15番地の１　ヴェラハイツ小金505号
破産者　武石　康嗣
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１号
千葉県柏市旭町６丁目１番　ＮＴＴ柏豊四季社宅６号棟305号室、住民票上の住所福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草１番地3336
破産者　三浦　　憲
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１号
千葉県柏市常盤台17番１－102号
破産者　石川　智子
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４０９号
東京都武蔵村山市学園３丁目61―15菊地ビル３Ｆ　301、住民票上の住所東京都武蔵村山市大南２丁目53番地の４
破産者　川勝　理子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１４号
静岡市葵区鷹匠２丁目８番19号
破産者　株式会社アイ・シー・アール
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８３号
北九州市小倉北区下富野４丁目６番31号
破産者　堀江　修一
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１５号
茨城県筑西市小栗1896番地の５
破産者　有限会社中野興業
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７９４号
京都市伏見区紙子屋町533番地１
破産者　有限会社クリエイティブ一歩
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
兵庫県明石市魚住町清水139－３　東ビル３－Ｂ、商業登記簿上の本店所在地兵庫県明石市藤江977番地
破産者　有限会社マテリアルサクセション
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
鳥取県鳥取市扇町101番地パ・ザ・パガーデン１階右
破産者　有限会社ｏｆｆｉｃｅＴＡＫＵＭＩ
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部